四　指定航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

五　指定運航管理者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

16　航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空従事者試験官とする。

17　首席航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を統括する。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（航空保安対策室並びに空港安全国際調整官、空港安全分析企画調整官、空港保安防災企画官及び航空保安監査官並びに空港保安防災教育訓練センター）

第百二十五条　空港安全・保安対策課に、航空保安対策室並びに空港安全国際調整官、空港安全分析企画調整官、空港保安防災企画官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。

2　航空保安対策室は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する事務（航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　航空保安対策室に、室長を置く。

4　空港安全国際調整官は、命を受けて、空港等に係る安全に関する国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　空港安全分析企画調整官は、命を受けて、空港等の施設に関する安全性の向上に関する特定事項についての企画、分析、調整及び指導に関する事務をつかさどる。

6　空港保安防災企画官は、空港等の管理のうち次に掲げる事項に関する対策についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（航空ネットワーク部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故

三　空港等における災害

7　航空保安監査官は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止に係る措置の実施に関する監査に関する事務をつかさどる。

8　空港保安防災教育訓練センターは、次に掲げる事項に関する対策についての知識及び技能を習得させるための講習の実施に関する事務をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故

三　空港等における災害

9　空港保安防災教育訓練センターは、大村市に置く。

10　空港保安防災教育訓練センターに、所長を置く。

第百二十八条から第百三十一条までの規定中「保安企画課」を「交通管制企画課」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

（政策評価企画官）

第百三十九条　本省に、政策評価企画官二人を置く。

2　政策評価企画官は、命を受けて、政策評価官の職務を助ける。

第百四十条第一項中「百二十五人」を「百二十四人」に改める。

附則第五条の見出し及び同条第一項中「都市・地域整備局地方振興課半島振興室」を「国土政策局地方振興課半島振興室」に改め、同条第二項中「第四十七条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

附則第六条の見出し中「都市・地域整備局地方振興課調整官」を「国土政策局地方振興課調整官」に改め、同条第一項中「都市・地域整備局地方振興課調整官」を「国土政策局地方振興課調整官」に、「第四十七条第四項各号」を「第四十一条第五項各号」に改め、同条の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第七条を削り、附則第八条を附則第七条とする。

附則第九条の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

附則第九条を附則第八条とする。

附則第十条中「航空局国際航空課航空交渉官」を「航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課航空交渉官」に改め、同条を附則第九条とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（水防施設費国庫補助規則の一部改正）

2　水防施設費国庫補助規則の一部を次のように改正する。

第四条及び第八条中「河川局長」を「水管理・国土保全局長」に改める。

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

3　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項並びに第六条の三第一項第二号ハ中「自動車交通局」を「自動車局」に改める。

○国土交通省令第五十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第五条の三第三項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の十三を第八条の十四とし、第八条の十二の次に次の一条を加える。

（法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油）

第八条の十三　法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油は、次の各号に掲げる油とする。

一　摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超える原油

二　摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超え、又は摂氏五十度における動粘度が百八十平方ミリメートル毎秒を超える原油以外の油

三　歴青油又はその乳化物

四　タール又はその乳化物

第十二条の十八第一号ハ中「第八条の十三」を「第八条の十四」に改め、同条第二号イ中「第一条の十」を「第一条の十一」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第一条第四号の政令で定める日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

2　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和五十八年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第八条の十三」を「第八条の十四」に改める。